

## 平成19年度 村田町人事行政の運営等の状況について

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与の状況
- 3 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

採用者（平成19年度に採用された職員）

区 分	採用者数
行政職	2人
合 計	2人

退職者数（平成19年度中に退職した者）

区 分	定 年	勸 奨	自己都合	計
町長の事務部局等	2	1	1	4
教育委員会の事務部局	3			3
水道事業の企業職員				0
合 計	5	1	1	7

〔注〕町長の事務部局等には、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会事務局を含みます。

(2) 職員数

平成19年4月1日現在の条例定数及び職員数は次のとおりです。

区 分	条例定数	職員数
町長の事務部局の職員	125	121
議会の事務部局の職員	2	2
監査委員の事務部局の職員	1	1
教育委員会の事務部局の職員	14	12
学校及び学校以外の機関の職員	30	26
農業委員会の事務部局の職員	3	2
水道事業の企業職員	10	7
合 計	185	171

〔注〕職員数は、毎年度総務省に報告している「地方公共団体定員管理調査」の数値です。

## 2 職員給与の状況

### (1) 職員給与の構成

毎月支給		勤務した実績に応じて支給	半年ごとに支給	退職時に支給
給料	扶養・住居・通勤手当	時間外勤務手当	期末・勤勉手当	退職手当

#### 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 (B/A)	18年度の 人件費比率
19年度	平成20年3月31日現在 12,545人	千円 5,094,125	千円 122,965	千円 1,202,756	% 23.6	% 23.1

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

#### 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 154	千円 519,863	千円 52,336	千円 206,775	千円 778,974	千円 5,765

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

#### 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成19年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	306,200円	354,801円	41.6歳
技能労務職	208,600円	221,783円	42.7歳

(注) 平均給与月額は、給料に扶養手当、住居手当、通勤手当等を加えたものです。

#### 職員の初任給状況（平成19年4月1日）

区分	決定初任給	
一般行政職	大学卒	170,200円
	高校卒	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円

一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日）

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主任主査 主 査	総括主査 主任主査	課長・参事 副 参 事	課 長	
職員数	10 人	23 人	30 人	13 人	22 人	3 人	101 人
構成比	9.9 %	22.8 %	29.7 %	12.8 %	21.8 %	3.0 %	100.0 %

(注) 1 村田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

職員手当の状況（平成19年度）

期末・勤勉手当		
(支給割合)		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分	0.75月分
12月期	1.6月分	0.75月分
計	3.0月分	1.50月分
職制上の段階、職務の級による加算措置：有		

退職手当		
(支給率)		
	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置(2~20%)		
(1人当たり平均支給額) 勸奨・定年 16,116千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務手当の種類	支 給 額
防疫作業に従事する職員の特種勤務手当	従事した日1日につき 300円 (支給実績はありません)

超過勤務手当支給実績（平成19年度決算）	30,946千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	233千円
超過勤務手当支給実績（平成18年度決算）	35,785千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	261千円

区分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶 養 手 当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 ア. 2人まで、それぞれ6,000円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合は、そのうち1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円） イ. 3人目から1人につき 5,000円 扶養親族である子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同	_____
住 居 手 当	1. 借家・借間に住んでいる職員 ア. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000円 イ. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 $11,000円 + \frac{\text{家賃} - 23,000円}{2} \text{ で} 27,000円 \text{を限度}$ 2. 住宅を新築、購入した職員 新築、購入した日から起算して5年を経過するまでの間 2,500円	同	_____
通 勤 手 当	1. 交通機関等の利用者 1か月に要する運賃等の額に応じて55,000円を限度に支給 2. 自動車等の使用者 ア. 普通自動車等以外の自動車等使用者 使用距離（片道）により2,000円～24,500円 イ. 普通自動車等使用者 使用距離（片道）により3,300円～20,900円	一部異なる	2のイ 使用距離 （片道）により 2,000円 ～20,900円

特別職の報酬等の状況（平成19年10月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長 副町長	（基礎額）	
		854,000円	
	町 長 副町長	（30%減額後の実支給額）	
		597,800円	
報 酬	議 長	306,000円	
	副議長	258,000円	
	議 員	248,000円	
期 末 手 当	町 長 副町長	（支給割合）	
		6月期	1.60月分
		12月期	1.75月分
		計	3.35月分
	議 長 副議長 議 員	（支給割合）	
		6月期	1.60月分
12月期		1.75月分	
	計	3.35月分	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として、月曜日から金曜日までの、午前8時30分から午後5時15分まで（1週間当たり40時間）となっています。なお、保育所や児童館、幼稚園、小中学校などに勤務している職員については、別途異なる勤務体制をとっています。

(2) 超過勤務の状況

平成19年度における職員一人当たりの年間超過勤務時間は以下のとおりとなっています。

平成19年度の超過勤務時間（全職種平均）

超過勤務対象職員数	129人
1人当たり年平均超過勤務時間	105.3時間

(3) 年次休暇の状況

職員には、原則として1年当たり20日の年次有給休暇が付与されており、20日を限度として翌年に繰り越すことができることとなっています。

平成19年度の取得状況（全職種平均）

1人当たり平均取得日数	10.7日
-------------	-------

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

平成19年度に新たに育児休業等を取得した職員数（全職種計）

育児休業及び部分休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を推進し、職員の福祉を増進するため、子が3歳に達する日まで取得することができます。

平成19年度に新たに育児休業等を取得した職員数（全職種計）

	育児休業	部分休業
男性職員	0人	0人
女性職員	4人	0人
合計	4人	0人

4 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 処分事由別分限処分者数

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、免職や停職などの処分を行うことです。

(全職種計)

処分事由	根拠条項	免職	休職	降任	降給	合計
勤務成績が良くない場合	法第28条第1項第1号					0
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号 第2項第1号					0
職に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号	1				1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					0
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号					0
条例で定める事由	法第27条第2項					0

合	計	1	0	0	0	1
---	---	---	---	---	---	---

(2) 処分事由別懲戒処分者数

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合に、その道義的責任を問い、免職や停職などの処分を行うことです。

(全職種計)

処分事由	根拠条項	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	法第 2 9 条第 1 項第 1 号					0
職務上の義務違反し又は職務を怠った場合	法第 2 9 条第 1 項第 2 号			1		1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第 2 8 条第 1 項第 3 項					0
合	計	0	0	1	0	1

5 職員のサービスの状況

サービス規律の遵守に関する取り組み

職員に対しては、全体の奉仕者として公共の利益のためにその職務に専念し、また、職務の内外を問わず職全体の不名誉となることは厳に慎むよう、随時指導を行っておりところです。平成 1 9 年 4 月、7 月及び 1 2 月には副町長から職員に対し、サービス規律の確保に関する通知を発し綱紀の肅正に努めています。また、地方公務員法により下記の義務や制限が定められております。

サービスの具体的内容	地方公務員法の規定
サービスの宣誓	法第 3 1 条
法令及び上司の命令に従う義務	法第 3 2 条
信用失墜行為の禁止	法第 3 3 条
秘密を守義務	法第 3 4 条
職務に専念する義務	法第 3 5 条
政治的行為の制限	法第 3 6 条
争議行為等の禁止	法第 3 7 条
営利企業等の従事制限	法第 3 8 条



## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 職員研修の実施状況

研 修 区 分		受講者数
階層別研修	新規採用職員、採用後3年以降の職員、課長等を対象とした研修	25人
実務研修	O A 研修等	9人
庁舎内研修	新規採用職員を対象に業務等に関する研修	2人
	メンタルヘルス研修「管理監督者のためのメンタルヘルス研修」	44人

### (2) 勤務成績の評定の状況

分限・懲戒処分者があった場合、勤務成績を確認し昇給時期について判断しています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の定期健康診断等を実施するとともに、その検査結果に応じて事後指導を実施しています。

### (1) 職員の健康管理の状況

#### 定期健康診断等

項 目	対 象 者	受診者数
定期健康診断	全職員	145人
結核検診	全職員	153人

#### がん検診

項 目	対 象 者	受診者数
乳がん検診	30歳以上の女性職員で希望する者	29人
胃がん検診	20歳以上の職員で希望する者	28人
子宮がん検診	20歳以上の女性職員で希望する者	48人
大腸がん検診	40歳以上の職員で希望する者	36人
前立腺がん検診	40歳以上の男性職員で希望する者	6人

### (2) 職員利益の保護

#### 職員互助団体への状況

平成19年度から町から職員互助会への補助金は廃止。

職員互助団体の福利厚生事業

項 目	備 考
祝金	結婚祝金、出産祝金
弔慰金	職員弔慰金、家族弔慰金
退会給付	退会給付金
医療	入院見舞金、人間ドック助成、脳ドック助成、インフルエンザ助成
災害	災害見舞金

(3) 職員の福祉及び利益保護の状況（宮城県人事院会からの報告）

区 分	件 数
職員の勤務条件に関する措置要求の状況	0 件
職員に対する不利益処分に関する不服申立の状況	0 件
上記に掲げるものを除く職員の苦情	0 件